

議

案

藤沢市災害復興条例を制定

復興対策を総合的・計画的に推進 基金を設置し財源確保に努める

○藤沢市災害復興条例の制定について
この議案は、大規模かつ重大な災害が発生した場合において被災後における市民生活の復興を速やかに進め、復興対策を総合的かつ計画的に推進するため基本的事項をあらかじめ定める必要があることから新たに条例を制定するもの。

【条例の主な内容】
・市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、速やかに震災復興基本方針及び震災復興計画を定めなければならない。
・市は、震災復興計画の策定に当たり市民、事業者(以下「市民等」という。)及び市民組織の意見を聞くよう努めるとともに、復興対策の推進に当たっては、適切な合意形成に努めなければならない。

・市民は、自主的かつ相互に協力し、みずからの生活及び生業の復興並びに市民生活及び地域社会の復興に努めるものとする。
・事業者は、その社会的責任に鑑み、被災後において可能な限り事業活動を継続し、また、市と協働して復興対策を推進することによって市民生活及び地域社会の復興に寄与するよう努めるものとする。
・市民組織は、その活動する地域に住む市民や地域内に存する事業者との合意形成を図り、復興のための取り組みを進めるとともに、市民等、ボランティア及び市との連携を図りながら、自主的かつ自立的に地域社会の復興を進めるための活動を行うものとする。

・市長は、復興対策を迅速かつ円滑に推進する必要があると認めるときは、藤沢市震災復興本部を設置するものとする。
○藤沢市学校給食費に関する条例の制定について
この議案は、給食費負担の透明性、公平性の向上を図り、教職員の負担を軽減し教育時間を確保するため、本市の小学校及び特別支援学校の給食費の徴収及び管理方法を、各学校による会計方式から市による公会計方式に移行することに伴って、基本的事項を定める必要があることから新たに条例を制定するもの。



災害復興に不可欠な市民、事業者等との協働体制

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

再整備基本構想を策定中 労働会館の指定管理 利便性考慮し管理運営方法を検討

【指定管理者となる団体】
東京都目黒区下目黒一丁目一番十一号
アクテイオ株式会社
【指定の期間】
二十七年四月一日から二十八年三月三十一日まで
【主な質問と回答】
質問 労働会館は、平成二十八年度に取り壊しが予定され、その後、藤沢市民館等と合築されることとなっている。その管理運営は外部に委託するのではなく、市が直接運営すべきと考えるが、現在の検討状況について聞きたい。

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○藤沢市学校給食費に関する条例の制定について
この議案は、給食費負担の透明性、公平性の向上を図り、教職員の負担を軽減し教育時間を確保するため、本市の小学校及び特別支援学校の給食費の徴収及び管理方法を、各学校による会計方式から市による公会計方式に移行することに伴って、基本的事項を定める必要があることから新たに条例を制定するもの。
【条例の主な内容】
・市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、速やかに震災復興基本方針及び震災復興計画を定めなければならない。
・市は、震災復興計画の策定に当たり市民、事業者(以下「市民等」という。)及び市民組織の意見を聞くよう努めるとともに、復興対策の推進に当たっては、適切な合意形成に努めなければならない。

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会



より充実した授業の確保等を図る

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む))
この議案は、公の施設である藤沢市生きがい福祉センター(分室を含む)の管理運営について、指定管理者の指定期間が終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるもの。
【指定管理者となる団体】
藤沢市市行二丁目三番地の十七
公益財団法人藤沢市まちづくり協会

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。

閉会中に開催する諸会議			2月定例会		
開催日	開会時刻	会議名	開催日	開会時刻	会議名
1月29日(木)	9:30	厚生環境常任委員会(現地視察)	2月16日(月)	10:00	本会議(議案・予算案等の説明)
2月4日(水)	9:30	行政改革等特別委員会	18日(水)	10:00	本会議(議案の審議など)
		災害対策等特別委員会	19日(木)	9:30	建設経済常任委員会
9日(月)	11:00	行政改革等特別委員会終了後	20日(金)	9:30	厚生環境常任委員会
		災害対策等特別委員会終了後	23日(月)	9:30	子ども文教常任委員会
12日(木)	14:30	広報広聴委員会	24日(火)	9:30	総務常任委員会
		藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	25日(水)	9:30	補正予算常任委員会
		議会運営委員会	26日(木)	9:30	議会運営委員会
			3月2日(月)	10:00	本会議(議決・代表質問)
			3日(火)	13:30	本会議(代表質問)
			4日(水)	10:00	本会議(代表質問)
				本会議終了後	予算等特別委員会

※各本会議の日には、9:30(3月3日は13:00、3月19日は14:00)から議会運営委員会が開催されます。

○指定管理者の指定について(藤沢市労働会館)
この議案は、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、公の施設である藤沢市労働会館の管理運営について、平成二十六年をもって指定管理者の指定期間が終了するため、次年度の指定管理者を指定する必要があるもの。